

令和2年10月27日

新型コロナウイルス感染症対策

「滑川町小規模事業者等事業継続支援金」について

○目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が一定以上減少している町内の小規模事業者（認定農業者、認定新規就農者、個人事業主を含む）の事業継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を給付します。

○対象事業者

町内で主たる事業を行っている小規模事業者または個人事業主（農業を主としている場合、認定農業者または新規認定就農者であること。）であり、次の要件を満たす事業者を対象とします。（小規模事業者の要件は「小規模事業者の要件」をご確認ください）

1. 令和2年2月から同年7月までのいずれかの月の売上高が、前年同月と比較して20%以上、50%未満減少していること。なお、開業後1年未満で、前年同月と比較ができない場合は、年間事業収入を開業後の月数で割った平均で算出するものとする。
2. 令和2年3月31日までに開業していること。

＜対象外となる事業者＞

1. 公益法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体等
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務委託営業」を行う事業者
3. 上記に掲げる者のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する場合（例：会社員の副業等）

○交付額

1事業者あたり10万円（1事業者1回限り）

○申請期間

令和2年8月5日から令和2年11月30日（当日消印有効）まで

○申請方法

- ・窓口での直接申請
- ・郵送による申請

以下の郵送先まで申請に必要な書類を送付ください。

〒355-8585 滑川町大字福田 750-1

滑川町役場産業振興課

○申請書類

- 1、申請書兼請求書（裏面誓約書）
- 2、口座振込依頼書
- 3、振込先がわかる通帳の写し（通帳の見開き1ページと2ページ）
- 4、2019年中の確定申告書の写し（税務署の收受印があるもの、e-TAXによる申請の場合は「受信通知」等、受理されたことがわかるもの）
 - ・税務署の收受印がない場合は、町・県民税課税（非課税）証明書による代用も可能ですが、課税証明書の発行は、2020年6月以降から発行可能
 - ・町・県民税課税（非課税）証明書もしくは納税証明書で代用する場合でも、確定申告書の控えは添付してください。
- 5、売上高の減少を証明する書類（帳簿の写し等）
- 6、法人の場合は登記事項証明書（申請日より3ヶ月以内のものであれば、写しで可）
個人事業主の場合は、以下の本人確認書類のいずれかの写し
 - ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・写真付きの住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・身体障害者手帳
 - ・マイナンバーカードの表面上記証明書がない場合、以下の書類をご持参ください。
 - ・各種健康保険証と住民票
 - ・年金手帳と住民票

○小規模事業者の要件（業種ごと）

業種常時雇用する従業員数

農業、林業	20人以下
鉱業、採石業、砂利採取業	20人以下
建設業	20人以下
製造業	20人以下
電気・ガス・熱供給・水道業	20人以下
情報通信業	20人以下(内容によっては5人以下)
運輸業	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
金融業、保険業	20人以下
不動産業、物品賃貸業	20人以下(内容によっては5人以下)
学術研究、専門・サービス業	5人以下
宿泊業	5人以下

飲食サービス業	5人以下
生活関連サービス業、娯楽業	5人以下
教育、学習支援業	5人以下
医療、福祉	5人以下
複合サービス業	5人以下
サービス業（他に分類されないもの）	5人以下
分類不能の産業	20人以下

申請窓口

産業振興課 農林商工担当（電話：0493-56-6906）

受付時間（平日8時30分～17時15分）